

平成 22 年 7 月 28 日

平成 21 年度の案件形成事業に対する環境社会配慮レビュー

日本貿易振興機構
総務部・環境社会配慮審査役
作本 直行

(1) 環境社会配慮組み入れのための手続き方法

- ①各手続き段階と環境社会配慮のインプット方法
 - ・応募マニュアル書類における環境社会配慮に関する記述
 - ・公募説明会における環境社会配慮の事前説明
 - ・スクリーニング様式に対する環境社会影響の有無チェック（担当部と審査役の双方から）及び環境社会配慮関連のコメントの作成
 - ・スクリーニング書式から、環境社会配慮担当者の有無確認と調査実施体制を確認
 - ・応募段階の各事業者のプレゼン報告に対し、環境社会配慮に関するコメントの提出
 - ・案件の審査委員会での外部環境専門家の参加による案件の採択と決定
 - ・採択決定が行われた案件につき、ネット上で、案件の概要と環境影響の有無(スクリーニング結果)について掲載を行う。
- ②中間報告/調査実施段階
 - ・報告書の執筆方法につき、昨年度作成した「注意書き」などを参考に、環境社会配慮に関する記述方法の指示又は注意を実施
 - ・事業者の中間報告段階における環境調査の実施方法に対するコメント
- ③調査報告書の作成段階
 - ・報告書の質の向上(環境項目の洗い出し作業や指示を行う以前の問題として、報告書の文章自体に不明点や不一致箇所が見られる。)
 - ・報告書のドラフト段階でのチェック
 - ・各執筆者に対し、修正・訂正などを文言上で具体的に指示
- ④報告書の納品後に、ジェトロ・ビジネス・ライブラリーでの報告書公開、諮問委員会の開催

(2) 各執筆者または各報告書に対して行った具体的な指示等

- ①昨年度に環境社会配慮諮問員会で配布した環境社会配慮項目の洗い出しチェック項目リスト、環境社会配慮関連での報告書執筆に関する注意書きの継続的な利用
- ②各報告会での環境社会配慮項目の洗い出しの過不足について、個別的なコメントや意見
- ③報告書ドラフト段階での文章や表現などに対する個別的な注意や意見

(3) 報告書作成に関する制約要因

(調査実施者の調査および執筆能力の不足)

- ① 公害防止中心の技術系執筆者が多く、当該経済社会の理解を含む環境社会配慮に関する知識が概して少なく、環境社会配慮の意義や必要性を理解しない調査実施者もあり、十分な調査結果を期待できないことがある。事業実施の早期段階で、調査実施者の能力を審査する仕組みを取り入れる必要がある。
- ② 人的な要素で、執筆出張時の団体行動に制約されたり、また団長の事業達成重視の意向が報告書作成に強く反映されてしまったり、また、現地コンサル任せの報告書に依存する場合がある。自ら踏査して、自らの目で現場を確認し、環境社会分野の調査を行う必要がある。伝聞に基づく記述が大量に入ると、内容の真偽が曖昧となってしまう。
- ③ 執筆者は、自らの執筆部分に関し、説明責任を要求されることが少ないので、執筆内容・表現に対する責任感が希薄となり、文章記述に対する緊張感が少ない場合がある。

(時間的、物理的な制約)

- ① 調査実施者にとって報告書作成に利用できる期間が短く、編集作業にも十分な時間、やり取りを確保できないケースが見られる

(ルール遵守に関すること)

- ① 著作権を尊重すべきである。参考文献やデータに対し、出典を明記させる。とりわけ環境ベースライン・データが不足しがちな途上国の環境社会配慮調査では、留意すべきである。
- ② 環境社会配慮ガイドラインが述べるように、報告書は原則として公開すべきである。今回、委託元からの指示に基づき、報告書の半数以上が非公開扱いとなった。